

令和 3 年度

学校いじめ防止基本方針

学校法人舘田学園
五所川原第一高等学校

学校いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案が増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を断とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を奪う重大な権利侵害行為である。生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な発達及び人格の形成に深刻な影響を与え、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校は基本理念である「明朗、協調、進取」の校訓のもとに、生徒一人ひとりの可能性を尊重し、人格の陶冶、円満なる人間の育成に努めるべく、生徒が意欲的に充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ① 「いじめは絶対に許されることではない」という認識
- ② 「いじめを受けた生徒の安全・安心を確保する」という認識
- ③ 「いじめはどの生徒にもどの学校においても起こり得る」という認識
- ④ 「いじめの未然防止は学校・教職員の重要課題」という認識

(3) いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。この周囲の生徒の捉え方により、いじめを増長させたり、逆に抑止したりという作用を生む。

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

- ・冷やかしやからかいを繰り返し受ける
- ・嫌なことや恥ずかしいことを言われたり命令されたりする
- ・悪口や陰口を言われる

- ・仲間はずれや集団による無視をされる
- ・わざと体をぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・スマートフォンなどのメールやSNS利用で、勝手に自分の情報を流される

3 いじめ防止の校内体制について

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を別紙1の通りとする。

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめ解決に向けた組織的な取り組みを別紙2の通りとする。

4 いじめの未然防止について

いじめ問題への対策では、いじめを起こさせないための予防的取り組みが最も重要である。すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行う。学校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。また、家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことで最も合理的で最も有効な対策となる。

(1) 学業指導の充実

- ・「わかる」授業の実践によりすべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫
- ・授業を担当するすべての教員が公開授業を実施し、互いの授業を参観
- ・各教科で「協調学習」や「グループワークトレーニング」「エンカウンター」などの手法を用いた授業
- ・生徒理解調査としてアセスの実施（年2回）
- ・定期的な情報交換会の実施

(2) 特別活動・道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における「互いに尊重し合える」人間関係づくり
- ・ボランティア活動の充実
- ・インターンシップの実施や地域活動への参加
- ・講演会等の実施
- ・JUMPチームなどを通じた生徒の主体的な活動

(3) 教育相談の充実

- ・生徒指導部による定期的なアンケート調査
- ・ホームルーム担任と生徒の定期的な面談
- ・保健部・生徒指導部・特別支援教育室の連携

(4) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- ・情報モラルに関する講演会等の実施（生徒・保護者対象）

(5) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知

(学校ホームページ、広報誌、ホームルーム通信、保健だよりなどを活用)

- ・登校時一声運動・マナーアップ運動の実施
- ・地域の活動やボランティア活動への参加呼びかけ

5 いじめの早期発見について

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒のささいな変化に気づき、気づいた情報を確実に共有し、速やかに対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ発見につながる契機として、今まで問題がないと思っていた活動や場所、人間関係に意識を向け、今後いじめが起こるかもしれないという認識を常に持つことが大切である。

また、いじめを受けた生徒や目撃した生徒が、一人で抱え込まず、相談がしやすくなるような人間関係づくりを、日ごろから生徒と教員間で構築していく必要がある。

(2) いじめられている生徒・いじている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教職員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

(3) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置と周知（生徒指導部・保健部）
- ・二者面談の定期的実施（ホームルーム担任）

(4) 定期的調査の実施

- ・生活調査アンケートを毎月1回実施（生徒指導部）

(5) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ（各学年・ホームルーム担任）

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

①いじめやいじめが疑われる行為を発見した時の手順と対処

- ・いじめ行為を発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。
- ・いじめ行為の関係者から速やかに事実関係の把握を行うとともにホームルーム担任、学年主任、生徒指導部に連絡し、管理職に報告する。
- ・被害生徒やその保護者への支援、加害生徒やその保護者への対応については、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、

教育的配慮のもとでのケアや指導が大切である。

②いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的な支援をすることが重要である。

- ・安全・安心を確保するなど、心のケアを図る。
- ・今後の解決目標や対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

③いじている生徒への対応

事実確認を丁寧に行い、自分のした行為についてしっかり認識させる。教員からの一方的な指導ではなく、過ちを繰り返さないように生徒に自分で考えさせ、自覚を促すことが大切である。相手の立場に立った考えや行動ができるように指導する。

- ・いじめに至った経緯や内容などを丁寧に聴き取り、確認する。
- ・いじめられた生徒の訴えた内容をふまえ、食い違いなどがないか情報を整理する。
- ・もし、自分が相手の立場だったらどう感じるか考えさせる。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気づかせる指導を心掛ける。
- ・なぜそのような事態になったか、背景や要因を探る。
- ・謝罪など、関係を修復するために何が必要か考えさせる。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を持てるよう指導することが大切である。

- ・いじめの場面を見ているだけでも、いじめを容認していることになることや制止することが人間としてあるべき姿であることを指導する。
- ・自分の問題として捉えさせ、相手を思いやる気持ちを持たせる。
- ・相互に尊重し合える集団づくりを指導する。
- ・当事者だけでなく、学級、学年、学校全体としての継続した指導を行う。

(3) 保護者への対応

①いじめられた生徒の保護者に対して

相談された場合は、複数の教員で対応し、学校全体で解決に取り組むという姿勢を明確に伝える。不安を取りのぞき、安心・安全が確保することも伝える。

- ・じっくりと話を聞く姿勢を大切にする。
- ・保護者が感じている不安や苦痛に対して真摯に向き合い理解を示す。
- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する心情などを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。

②いじている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こり得ること、誰もが加害者になり得ること等を認識してもらう。
- ・当該生徒や保護者の心情にも配慮する。

- ・問題が解決するよう教員としてサポートしていくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・不安なことがあれば報告してもらおうなど連絡を取り合う。
- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する心情などを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることがある。
- ・必要に応じて外部の関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①青森県総務部総務学事課との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法について相談・調整する。

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合は直ちに所轄の警察署に連絡する。
- ・犯罪等の違法行為がある場合は早期に所轄の警察署に相談し、対応する。

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言、家庭での生徒の生活、環境の状況把握など児童相談所、民生・児童委員等の協力を得る。

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談、精神症状についての治療、指導・助言の協力を得る。

8 重大事態への対応（別紙3）

(1) 重大事態とは

①生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症したと考えられる場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

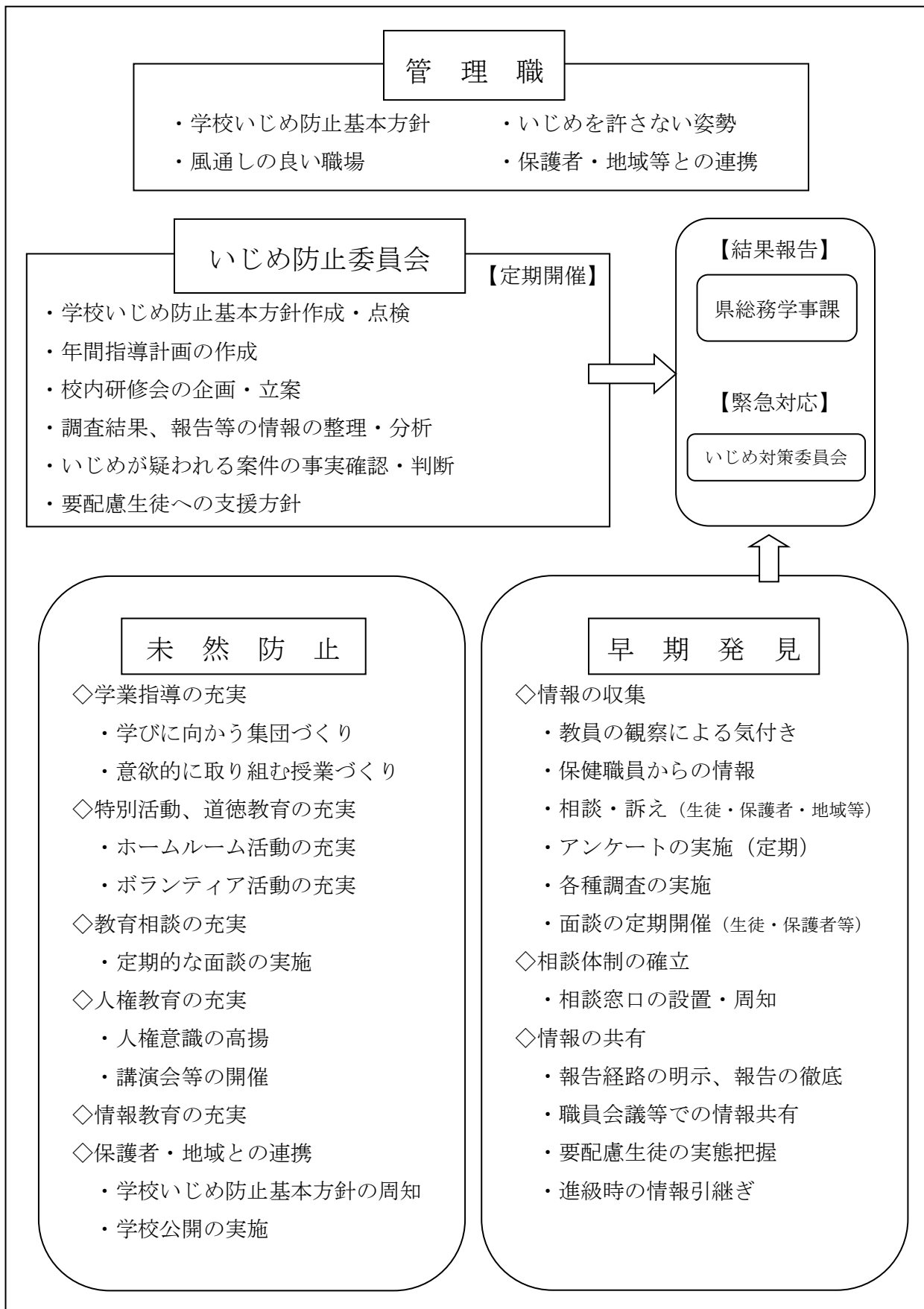
②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

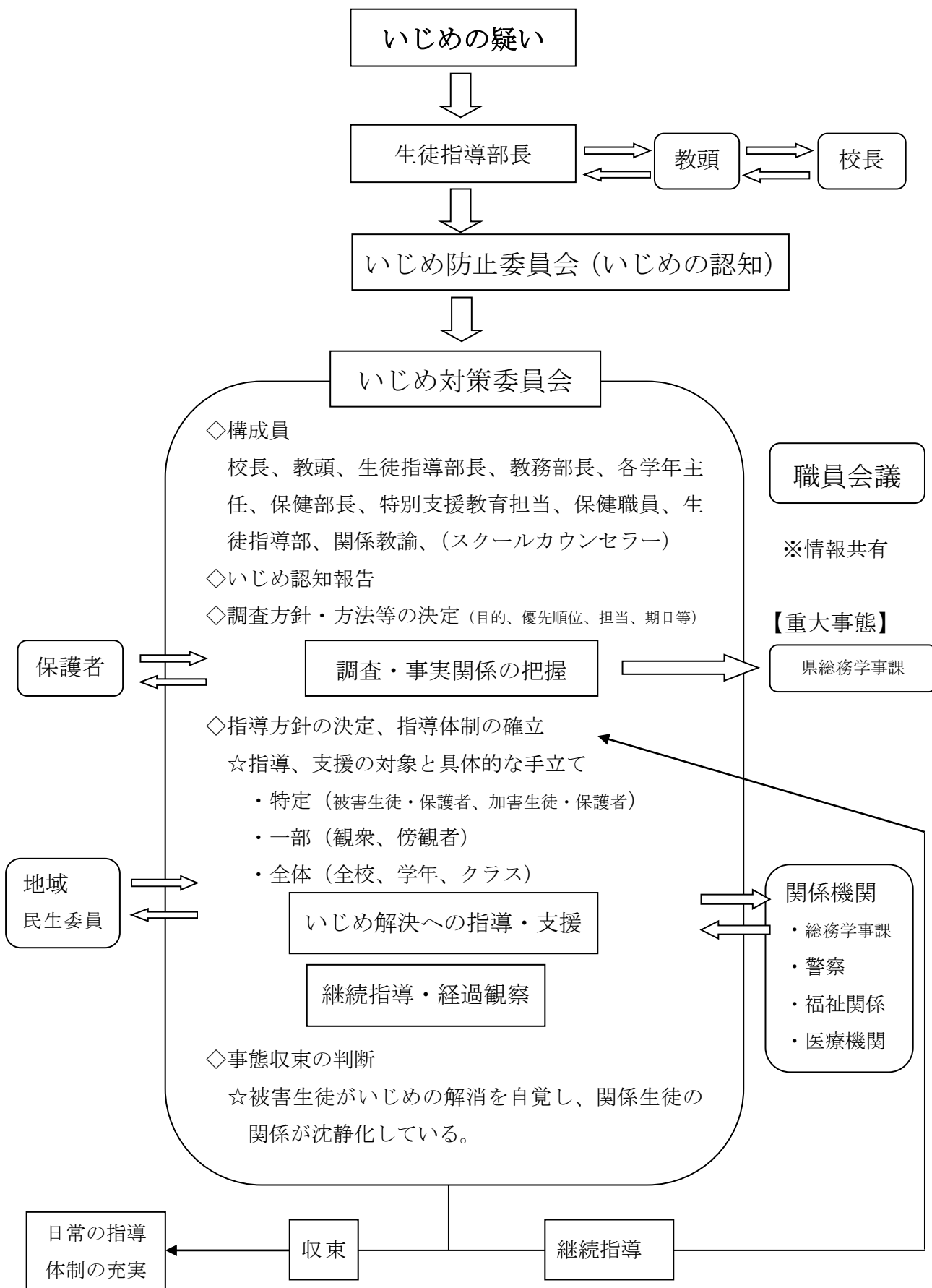
(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県総務学事課に報告するとともに、調査に協力する。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- いじめ防止委員会でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を学校設置者へ報告

重大事態への発生

- 学校設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に連絡）
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企図した場合等）
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

学校の設置者（理事長）が重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

●学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会）を設置

- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※「いじめ防止委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法も考えられる。

●調査組織（いじめ対策委員会）で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にはっきりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

●いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※調査によって明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

●調査結果を学校設置者に報告（※設置者から地公共団体の長等に報告）

- ※いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

関係機関を調査主体とした場合（県総務学事課、警察署、福祉関係、医療機関）

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力